

東京都市計画地区計画の変更〔渋谷区決定〕
 都市計画道玄坂二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	道玄坂二丁目地区地区計画
位 置※	渋谷区道玄坂二丁目、円山町及び松濤一丁目各地内
面 積※	約 8.5 h a
地区計画の目標	<p>本地区は、渋谷駅の西側に位置し、渋谷の顔となるスクランブル交差点やハチ公広場に面しており、最先端のファッションをリードする大型施設や起伏のある地形・路地網を活かした路面店など、個性ある多様な商業・文化施設が集積して発展してきた地域である。特に、道玄坂（大山街道）、文化村通りの幹線道路は、大小の商業施設が沿道に連続し、祭りやイベントが開催されるなど、本地区の骨格を担っている。一方で、百軒店エリアでは、路地的空間にライブハウス、飲食店やホテルなど、小規模で個性的な文化施設や商業施設が集積し、限界性ある街並みが形成されている。また、道玄坂小路では、道玄坂と文化村通りを結ぶ歩行者中心の通りとして、沿道に多くの小規模な飲食店が立ち並び、にぎわいある沿道空間が形成されている。</p> <p>本地区は、「渋谷区まちづくりマスタープラン」（令和元年12月策定）において、渋谷駅を中心とする「中心拠点ゾーン」に含まれ、高度な国際競争力と強烈な地域性を兼ね備えて、未来をつくり続けるまちとして位置づけられている。また、「創造文化都市」として世界中の人を惹きつける都市機能を誘導するため、「住む、働く、遊ぶ、学ぶ」といった多様な用途が、「大・中・小」の多様な規模でミックス・集積することをまちづくりの方針とし、その実現のために、区、区民及び事業者などが相互に連携・協力して進める協働型のまちづくりを目指していくことが示されている。さらに、渋谷駅周辺地域では、連続する歩行者ネットワークを形成・強化し、歩行者ネットワークの結節点には誰もが憩い集う広場空間を整備することにより、誰もがめぐる歩いて楽しい快適なまちを目指すことと示されている。</p> <p>また、「渋谷駅周辺まちづくり基本理念」（令和2年4月策定）において、今後、渋谷駅周辺地域における開発やまちづくりの機運を活かしつつ、次世代に残したい渋谷を目指して「ダイバーシティ」、「インクルージョン」、「サスティナビリティ」の視点からまちづくりを進めるとともに、歩行者中心のウォークブルで居心地が良いまちなかを形成することを掲げている。特に、渋谷駅周辺地域のまちの多様性では、業務、商業・エンタテインメント、コンテンツ産業、文化・交流機能、居住・生活機能等が複合的に集積し、まちの顔・シンボルとなるスケールから限界性ある街並みを生むスケールまで、多様なスケールの共存したまちを形成することが未来像として示されている。</p> <p>さらに、「渋谷駅中心地区まちづくり指針2010」（平成23年3月策定）においては、渋谷の顔となってきたにぎわいの拠点エリアとして、坂道や路面店のにぎわい促進のため、歩いて楽しい歩行者ネットワークを形成するとともに、ファッション・音楽・情報発信基地である渋谷の顔となる多彩なコンテンツを支える機能の誘導を図ると示されており、道玄坂・文化村通りは「にぎわい軸」に位置付けられている。</p> <p>一方で、本地区においては、建築物の老朽化が進んでおり、建替えによる安全性の向上が必要になってきている。建替えに際しては、路面店等による連続したにぎわいの創出、多様なスケールの都市空間の維持・創出、地区の個性を伸ばす機能</p>

	<p>の誘導、回遊性を高める歩行者ネットワークの強化、界限性を有する路地的空間の継承などが求められている。そこで、これらの課題を解決し、個性豊かで魅力ある街並みを実現するため、東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）に基づき「道玄坂二丁目地区街並み再生方針」（令和5年6月7日東京都策定）（以下「街並み再生方針」という。）が策定された。</p> <p>以上により、本地区では、界限性と種々雑多な魅力にあふれたエンタメ都市の体現を目指し、渋谷の顔となってきたにぎわいの拠点エリアとして、多様なエンタテインメント機能の強化、起伏のある地形を活かした界限性を有する路地的空間の継承等により、世界の注目を集め、魅力的でにぎわいのある、多様な人々が集まり活動するまちを実現するために、次に掲げる項目を地区計画の目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の個性・魅力を伸ばす道玄坂らしい多様な文化を発信する用途・機能の誘導 2 路面店や坂などを活かした渋谷らしい連続するにぎわいの創出 3 大規模開発と中小規模の建築物が共存した、多様なスケールの都市空間の維持・創出 4 地区内外の回遊性を高める歩行者ネットワークと、にぎわいが連続し歩いて楽しいウォークアブルな歩行者空間の創出 5 起伏のある地形を活かした界限性を有する路地的空間の継承 6 まちの中の緑の拡充や保全、連続した緑の充実 7 地震や水害などの災害に強い安全安心なまちの実現
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区域の整備・開発及び保全に関する方針</p> <p style="text-align: center;">土地利用の方針</p>	<p>地区の魅力をより高めるために、以下のように土地の利用を誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幹線道路沿道に接する敷地においては、「大・中・小」の多様な規模での建築物の建替えを誘導し、土地の高度利用及び防災性の向上を図る。 2 渋谷の顔となるにぎわい拠点として、来街者を惹きつける魅力的な商業施設、多様なエンタテインメント機能及び都市型観光の推進に資する観光支援・宿泊滞在施設の集積を図る。 3 道玄坂・文化村通り沿道では、連続した路面店や人々が集い・交流する広場等の創出により、多様なにぎわい・アクティビティが生み出されるような空間を創出する。 4 起伏のある地形を活かした界限性を有する路地的空間の継承を図る。 5 幹線道路沿道において都市開発諸制度等を活用し、土地の高度利用等により、まちづくりを進める街区においては、にぎわいが連続し、歩行者の回遊性を高める開発を誘導する。

<p>地区施設の 整備の方針</p>	<p>幹線道路沿道において都市開発諸制度等を活用し、土地の高度利用等により、まちづくりを進める街区においては、次に掲げる項目を本地区の地区施設の整備の方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道玄坂・文化村通り沿道に広場を整備する場合は、にぎわいが連続するような設えとする。 2 道玄坂一丁目と二丁目を結ぶ開発においては、歩行者ネットワーク形成のための通路等を整備する。また、主要なネットワークの結節点には誰もが憩い集う広場を道路や通路等からの連続性や視認性に配慮して整備し、地区内外の回遊性の向上や高低差の解消を図る。 3 街路樹とのつながりやまとまった緑の創出など緑化空間の拡充を図る。 4 災害時を含めた安全性・回遊性の向上のため、必要な場合は、歩道状空地等を整備する。
<p>建築物等の 整備の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 連続したにぎわいを誘導するため、道玄坂・文化村通りに面する建築物等の低層部に用途の制限を定める。 2 道玄坂・文化村通りなど、本地区の特徴ある都市空間を保全し、向上させるため、建築物等の意匠の制限を定める。 3 道路に対し多様なにぎわいが連続する街並みの形成を図るため、計画図2に示す道路（ア）及び道路（イ）の沿道において、壁面の位置の制限を定める。 4 計画図2に示す道路（ア）及び道路（イ）の沿道で壁面の位置の制限が定められた敷地においては、良好な市街地環境を適切に誘導するため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築面積の最低限度、壁面後退区域における工作物の設置の制限並びに建築物等の高さの最高限度を定める。 5 街並み再生方針で定める壁面の位置の制限を地権者等の合意状況を踏まえ順次本地区計画に定めることで、土地の高度利用と都市機能の更新を図るとともに、地区に必要な歩行環境改善に向けた整備、空地整備、都市機能の導入、緑の創出、環境負荷低減、帰宅困難者対策等を段階的に実現する。
<p>その他当該区域の 整備、開発及び 保全に関する方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩行環境の改善に資する交通対策（集約駐車場及び共同荷さばき場の整備、共同荷さばきルールへの参画）を推進する。 2 地域のにぎわい創出や防災性の向上など、地域の課題を解決し地域全体の価値向上に資するインフラ（以下「エリアインフラ」という。）の整備を推進する。 3 まちのスマート化に向けた取組を推進する。 4 防災機能の強化を図るために、災害時の支援施設や帰宅困難者の受入れ場所などの設置、雨水貯留・浸透施設の設置を推進する。 5 緑化の推進や拡充等により、快適な都市空間の形成とヒートアイランド対策への寄与を図る。 6 脱炭素型都市を構築するために、建築物の省エネルギー性能や断熱性能の向上、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用や街区間の連携、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の取組、熱対策に配慮した質の高いみどりの創出等の環境配慮を推進する。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		道路	区画道路 1 号	4m	約 75m	—	拡幅
広場	広場 1 号	—	—	約 350 m ²	新設（1 階レベル）注 1 うち 2m の歩行空間を含む。		
	広場 2 号	—	—	約 230 m ²	新設（2 階レベル）注 1 うち 2m の歩行空間を含む。		
	広場 3 号	—	—	約 850 m ²	新設（2～3 階レベル）注 1 隣接建築物との接続を行う。 一部に開放性のある屋根又は庇、 ピロティ部分、昇降機能を含む。		
その他の 公共空地	通路 1 号	6m	約 10m	—	新設（1～2 階レベル）注 1 一部に開放性のある屋根又は庇、 ピロティ部分、昇降機能を含む。		
	通路 2 号	4m	約 15m	—	新設（2 階レベル）注 1 一部に開放性のある屋根又は庇、 ピロティ部分を含む。		
	緑道 1 号	3m	約 65m	—	新設（2～3 階レベル）注 1 隣接建築物との接続を行う。 一部に開放性のある屋根又は庇、 ピロティ部分、昇降機能を含む。		
	歩道状空地 1 号	2m	約 65m	—	新設（1 階レベル）注 1		

注 1 は、道玄坂二丁目南地区内の施設建築物（高層棟）のレベルによる。

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限
※

- 1 次に掲げる建築物は建築してはならない。
計画図2に示す道路（ア）又は（イ）に接する敷地の建築物の1階及び地階（地階でその天井が地盤面下にあるものを除く。）で、当該道路に面する部分の主たる用途を、次に掲げる建築物とするもの。
 - （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの
 - （2）店舗、飲食店、展示場等の商業施設、文化・交流施設及び宿泊施設以外の用途に供するもの
- 2 次に掲げる建築物にあっては、前項（2）の規定は適用しない。
 - （1）建築物の玄関、階段、駐車場の出入口等
 - （2）病院、銀行、教育施設、公益施設その他これらに類するもので、区長が公益上やむを得ないとして特に認めたもの

建築物の容積率の最高限度
※

- 1 壁面の位置の制限が定められた敷地の建築物の容積率の最高限度は、用途地域に関する都市計画により定められた数値とする。ただし、敷地が2以上の数値の区域にわたる場合においては、その区域の数値にその敷地の当該区域にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。
- 2 壁面の位置の制限が定められた1,000㎡以上の敷地で、次の事項の全てに取り組む建築物の容積率の最高限度は、1の数値に10分の15を加えた数値とすることができる。
 - （1）敷地内に日常一般に公開される滞留空間を整備するもの。整備する滞留空間は、敷地面積の10%以上（建築物の壁面の位置の制限による壁面後退区域は含まない。）とし、原則として、空地全周延長の8分の1以上が計画図2に示す道路（ア）又は道路（イ）のいずれかの道路と段差なく接道するもの。
 - （2）地域の課題を解決し地域全体の価値向上に資するエリアインフラ整備への協力を行うもの。
- 3 壁面の位置の制限が定められた1,000㎡未満の敷地で、次のいずれかの事項に取り組む建築物の容積率の最高限度は、表1で示す数値を上限として、各事項で示す数値を1の数値に加えたものとする。また、壁面の位置の制限が定められた1,000㎡以上の敷地で2の規定を適用し、更に次のいずれかの事項に取り組む建築物の容積率の最高限度は、表1で示す数値を上限として、各事項で示す数値を2の数値に加えたものとする。ことができる。
 - （1）交通に関する次のいずれかの整備 10分の4を上限に各整備面積に5を乗じて敷地面積で除した数値
 - ・ 隔地先としての駐車施設の整備
駐車施設は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）の規定に基づき附置が義務付けられた駐車施設を確保したうえで、更に整備を行うもの。ただし、渋谷地区駐車場地域ルール（平成23年6月13日渋谷区告示第84号）（以下、「駐車場地域ルール」という。）を適用する場合は除く。
 - ・ 共同荷さばき場の整備
地域の共同荷さばき場（隔地先としての荷さばき場も含む。）は、東京都駐車場条例の規定に基づき附置が義務付け

られた荷さばき駐車施設を確保した上で、更に整備を行うもの。

・シェアサイクルポートの整備

(2) 空地に関する整備 10分の5を上限に整備面積に5を乗じて敷地面積で除した数値

計画図2に示す道路(ア)又は道路(イ)に敷地が接する建築物において敷地内のにぎわい空間を整備するもの。ただし、にぎわい空間は敷地面積の5%以上とし、空地全周延長の4分の1以上が道路(ア)又は道路(イ)に接するもの。

(3) 2階以上又は地階(地階でその天井が地盤面下にあるもの)に「最先端のエンタテインメント等多様な文化の発信・育成に資する施設」を導入

10分の5を上限に当該部分の面積に2を乗じて敷地面積で除した数値

(4) 環境負荷の低減に資する次の取組を実施(1, 000㎡未満の敷地に限る。) 10分の2

建築物の熱負荷の低減及び設備システムの省エネルギーについて、東京都総合設計許可要綱実施細目(平成22年8月31日付け22都市建企第531号)第7 1(2)及び2の「優れた取組」の全てを実施するもの。

(5) 地域の課題を解決し、価値向上に資するエリアインフラ整備への協力(500㎡以上の敷地に限る。)

10分の5を上限

表1 3における割増容積率の上限及び取組事項

敷地面積	3の割増容積率の上限(上段)及び取組事項(下段)
300㎡未満	上限10分の5 (1)(2)(3)(4)から選択
300㎡以上500㎡未満	上限10分の10 (1)(2)(3)(4)から選択
500㎡以上1,000㎡未満	上限10分の10 (1)(2)(3)(4)(5)から選択
1,000㎡以上	上限10分の10 (1)(2)(3)(5)から選択

4 300㎡以上の敷地において、3の規定により表1で示す割増容積率の上限まで適用し、更に次のいずれかの事項に取り組む建築物の容積率の最高限度は、表2で示す数値を上限として、各事項で示す数値を3の数値に加えたものとすることができる。

(1) 交通に関する次のいずれかの整備(500㎡以上の敷地に限る。) 10分の4を上限に整備面積に5を乗じて敷地

面積で除した数値

・ 隔地先としての駐車施設の整備

駐車施設は、東京都駐車場条例の規定に基づき附置が義務付けられた駐車施設を確保したうえで、更に整備を行うもの。ただし、駐車地域ルールを適用する場合は除く。

・ 共同荷さばき場の整備

地域の共同荷さばき場（隔地先としての荷さばき場も含む。）は、東京都駐車場条例の規定に基づき附置が義務付けられた荷さばき駐車施設を確保した上で、更に整備を行うもの。

・ シェアサイクルポートの整備

(2) 2階以上又は地階（地階でその天井が地盤面下にあるもの）において「最先端のエンタテインメント等多様な文化の発信・育成に資する施設」、又は2階以上に「来街者を受け入れ、都市型観光の推進に資する観光支援・宿泊滞在施設」を導入（3の（1）又は4の（1）若しくは（5）に取り組み、当該取組事項における割増容積率を合計10分の4以上加えた場合に限る。） 10分の5を上限に整備面積を敷地面積で除した数値

(3) 渋谷区みどりの確保に関する条例（昭和53年渋谷区条例第20号）に基づく緑化基準を超える緑化を整備（3の（1）又は4の（1）若しくは（5）に取り組み、当該取組事項における割増容積率を合計10分の4以上加えた場合に限る。） 10分の3を上限に整備面積を敷地面積で除した数値

(4) 渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例（平成27年渋谷区条例第19号）に定める大規模建築物に該当し、災害時における帰宅困難者のための一時滞在場所の整備（500㎡以上の敷地で、3の（1）又は4の（1）若しくは（5）に取り組み、当該取組事項における割増容積率を合計10分の4以上加えた場合に限る。） 10分の3を上限に条例で規定する面積を超える部分の整備面積に0.4を乗じて敷地面積で除した数値

(5) 新たな歩行者ネットワークの形成を図るため建築物の敷地内での貫通通路等の整備又は高低差解消や地下ネットワークとの接続のためのバリアフリーの縦動線の整備（2,000㎡以上の敷地に限る。） 10分の5

(6) 所有者の異なる2以上の隣接地を計画建築物の敷地として集約（2,000㎡以上の敷地で、3の（1）又は4の（1）若しくは（5）に取り組み、当該取組事項における割増容積率を合計10分の4以上加えた場合に限る。） 10分の5

(7) 地域の課題を解決し、価値向上に資するエリアインフラ整備への協力（500㎡以上の敷地に限る。） 10分の5を上限（3の（1）又は4の（1）若しくは（5）に取り組み、当該取組事項における割増容積率を合計10分の4以上加えた場合に限る。）

表2 4における割増容積率の上限及び取組事項

敷地面積	4の割増容積率の上限（上段）及び取組事項（下段）
300 m ² 以上 500 m ² 未満	上限 10 分の 5 (2) (3) から選択
500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	上限 10 分の 10 (1) (2) (3) (4) (7) から選択
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	上限 10 分の 15 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) から選択
3,000 m ² 以上	上限 10 分の 20 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) から選択

5 2から4までを適用する場合には、ウォークアブルなまちの実現に向けて、共同荷さばきルールへの参画や、整備する建物データの提供等を通じたまちのスマート化への協力を行うとともに、取組事項について渋谷区と事前に協議しなければならない。

6 次に掲げる建築物にあつては、1から4までの規定は適用しない。

(1) 建築基準法第59条の2第1項の規定による特定行政庁の許可を受けた建築物

(2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項に規定する都市再生特別地区の区域内の建築物

建築物の容積率の最低限度

容積率の最高限度の2又は3を適用する建築物の容積率の最低限度は、10分の20とする。

建築物の建蔽率の最高限度

容積率の最高限度の2又は3を適用する建築物の建蔽率の最高限度は、10分の8とする。ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては10分の1を、同条第6項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。

建築物の敷地面積の最低限度

計画図4に示す壁面の位置の制限が定められた建築物の敷地面積の最低限度は50m²。ただし、当該規定の適用の際、現に建築物の敷地として使用されている50m²未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する50m²未満の土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。

<p>建築物の建築面積の最低限度</p>	<p>容積率の最高限度の2又は3を適用する建築物の建築面積の最低限度は25㎡。 ただし、敷地面積が50㎡未満の場合においては、当該敷地面積の2分の1を建築面積の最低限度とする。</p>
<p>壁面の位置の制限</p>	<p>1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図4に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 2 容積率の最高限度の2又は3を適用する建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図2に示す道路(ア)又は道路(イ)の境界線から0.2mの位置を限度の線として、これを超えて建築してはならない。</p>
<p>壁面後退区域における工作物の設置の制限</p>	<p>壁面後退区域においては、門、塀、広告物、看板等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。 ただし、渋谷らしい景観やにぎわいの形成に資するベンチ、テーブル、袖看板等の看板、プランター等を設置するときはこの限りでない。</p>
<p>建築物等の高さの最高限度</p>	<p>1 計画図2に示す道路(ア)及び道路(イ)の沿道において、壁面の位置の制限が定められた敷地における建築物等の高さの最高限度は次のとおりとする。 (1) 道路(ア)に接する敷地は、60m。ただし、道路(イ)に接する場合は除く。 (2) 道路(イ)に接する敷地は、70m。 2 次に掲げる建築物にあつては1の規定は適用しない。 (1) 建築基準法第59条の2第1項の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物 (2) 都市再生特別措置法第36条第1項に規定する都市再生特別地区の区域内の建築物 (3) 周辺環境に対して一定の配慮が図られ、地域課題を解決に資する取組を行うものとして区長が認めた建築物</p>
<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p>	<p>1 計画図2に示す道路(ア)又は(イ)に接する敷地の建築物の1階及び地階(地階でその天井が地盤面下にあるものを除く。)で、当該道路に面する部分は、にぎわいの連続性に配慮した意匠とする。 2 計画図2に示す道路(ア)又は(イ)に接する敷地の建築物においては、建築物の形態及び色調等の意匠は地区全体の景観的調和に配慮したものとし、空調などの機器及び設備を設置する場合は、景観に配慮した位置、目隠し等の工夫を図るものとする。 3 屋外広告物等を設置する場合は、腐朽、腐食、破損、劣化又は褪色しやすい材料を使用しない。</p>

<p>土地の利用に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 幹線道路の街路樹等と連携した緑の拡充や保全により快適な都市空間を形成するため、建築物の敷地、屋上及び壁面の緑化に努める。 2 都市開発諸制度等を適用する大規模建築物においては、次の事項に配慮する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地球環境に配慮した省エネルギー・資源循環型まちづくりに向け、最新の環境技術動向を踏まえながら、高効率熱源機器等の導入を推進する。 (2) 災害時の支援施設の設置や、都市型水害の防止のため、雨水貯留・浸透施設の設置を促進し、災害に強いまちづくりを進める。
--------------------	--

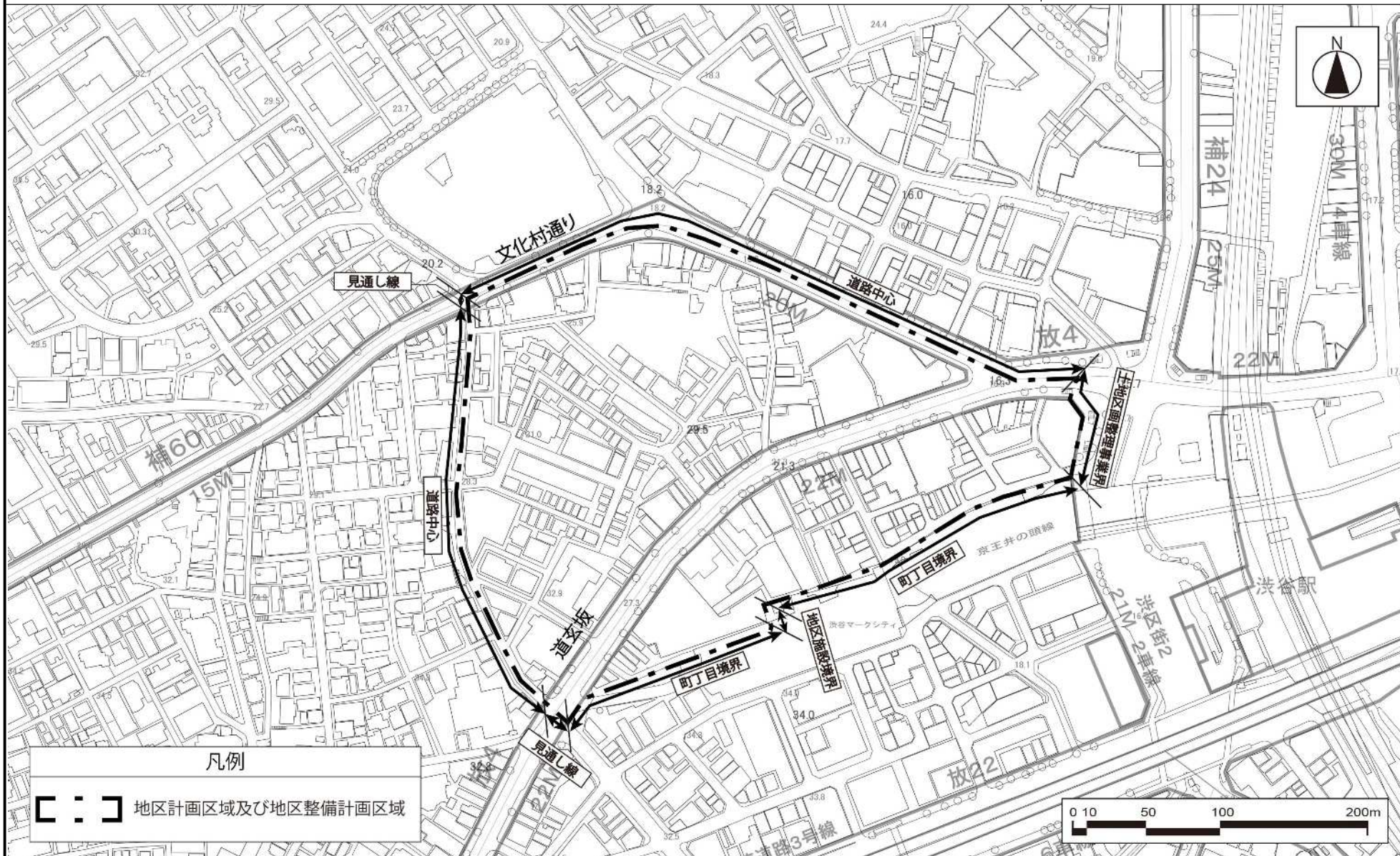
※は知事協議事項

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区施設の配置、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限並びに壁面の位置の制限については計画図表示のとおり。」

理由：「創造文化都市」として、世界中の人を惹きつける都市機能を誘導するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と地区の特性を活かした良好な市街地の形成を図るため、地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 計画図 1

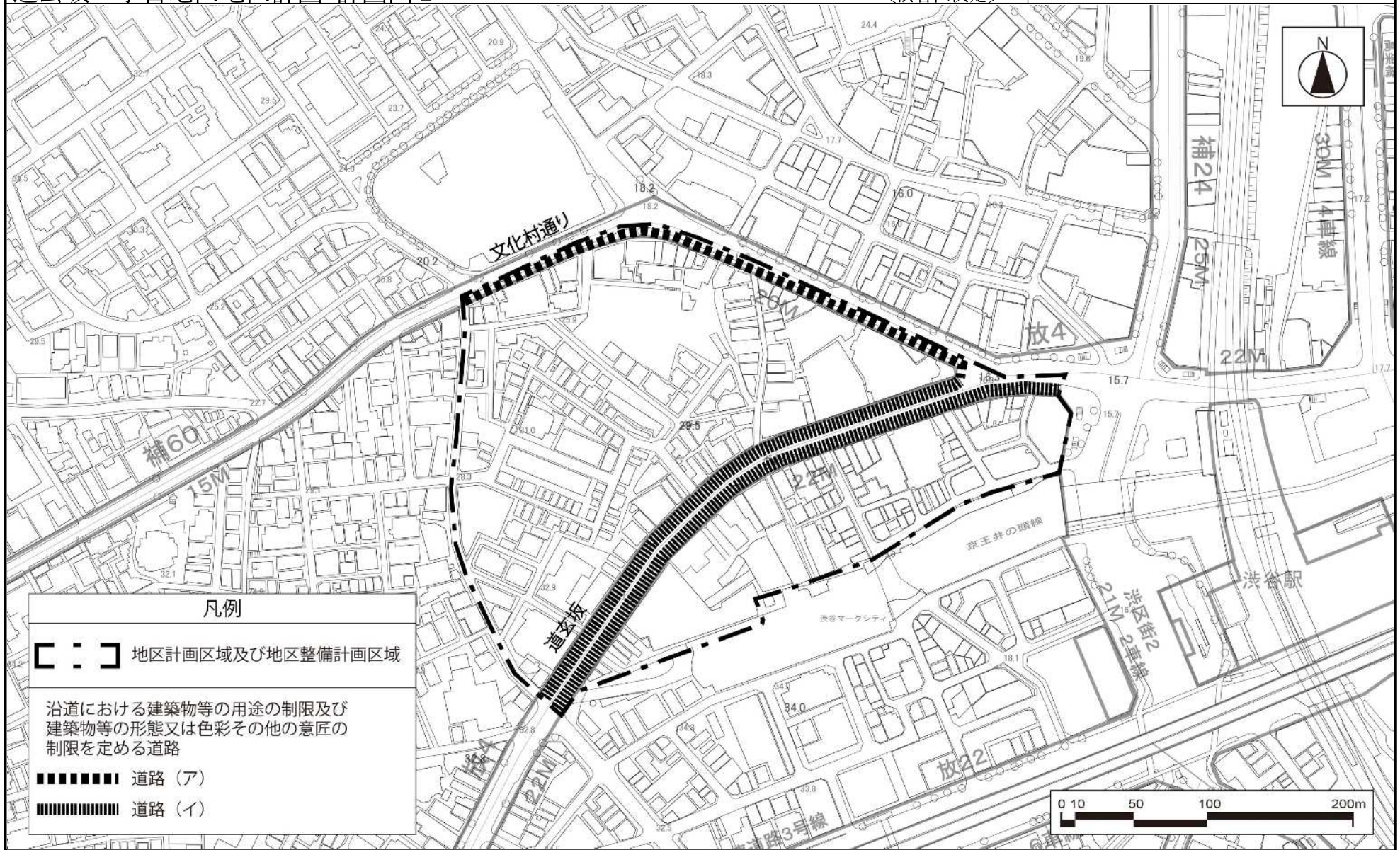
〔渋谷区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔承認番号〕MMT利許第05-K113-5号、令和5年7月18日〔承認番号〕5都市基交測第78号、令和5年7月18日〔承認番号〕5都市基街都第147号、令和5年7月13日

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 計画図 2

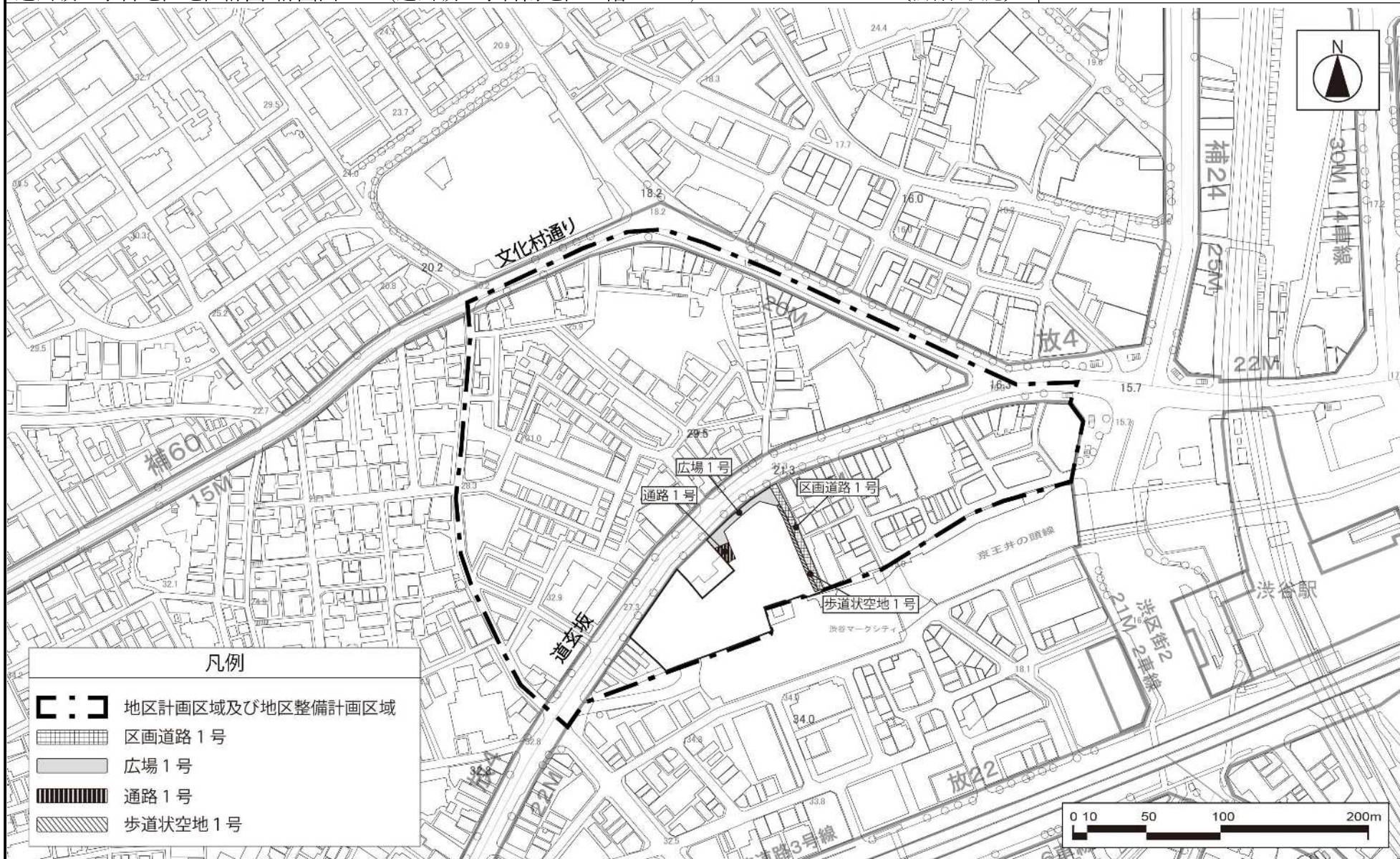
〔渋谷区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔承認番号〕 MMT 利許第 05-K113-5 号、令和 5 年 7 月 18 日〔承認番号〕 5 都市基交測第 78 号、令和 5 年 7 月 18 日〔承認番号〕 5 都市基街都第 147 号、令和 5 年 7 月 13 日

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 計画図 3-1 (道玄坂二丁目南地区 1階レベル)

〔渋谷区決定〕



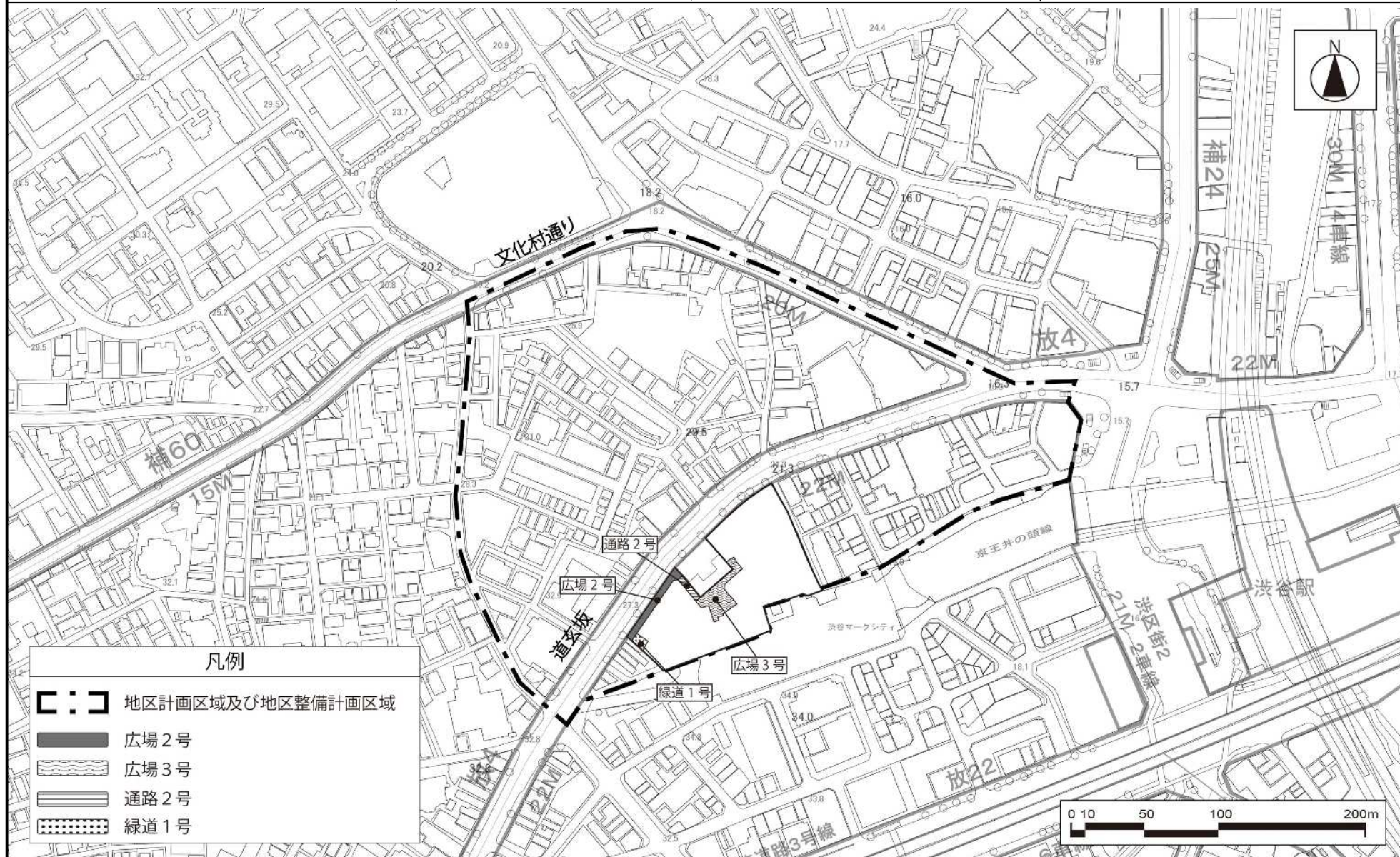
凡例

	地区計画区域及び地区整備計画区域
	区画道路 1号
	広場 1号
	通路 1号
	歩道状空地 1号





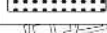
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔(承認番号) MMT 利許第 05-K113-5 号、令和 5 年 7 月 18 日〕〔(承認番号) 5 都市基交測第 78 号、令和 5 年 7 月 18 日〕〔(承認番号) 5 都市基街都第 147 号、令和 5 年 7 月 13 日〕

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 計画図 3-2 (道玄坂二丁目南地区 2階レベル)

〔渋谷区決定〕



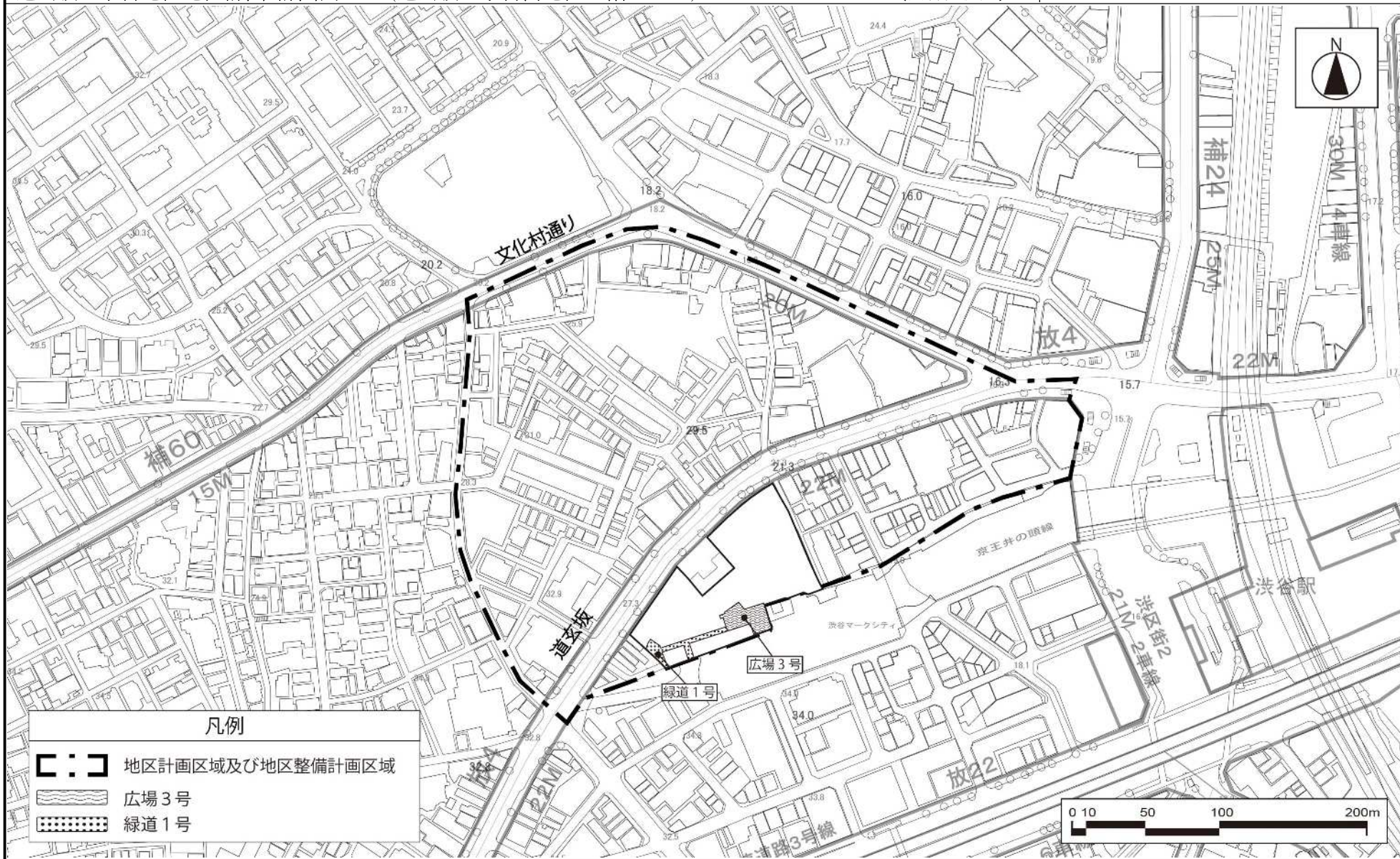
凡例

-  地区計画区域及び地区整備計画区域
-  広場 2号
-  広場 3号
-  通路 2号
-  緑道 1号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。「(承認番号) MMT 利許第 05-K113-5 号、令和 5 年 7 月 18 日」「(承認番号) 5 都市基交測第 78 号、令和 5 年 7 月 18 日」「(承認番号) 5 都市基街都第 147 号、令和 5 年 7 月 13 日」

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 計画図 3-3 (道玄坂二丁目南地区 3階レベル)

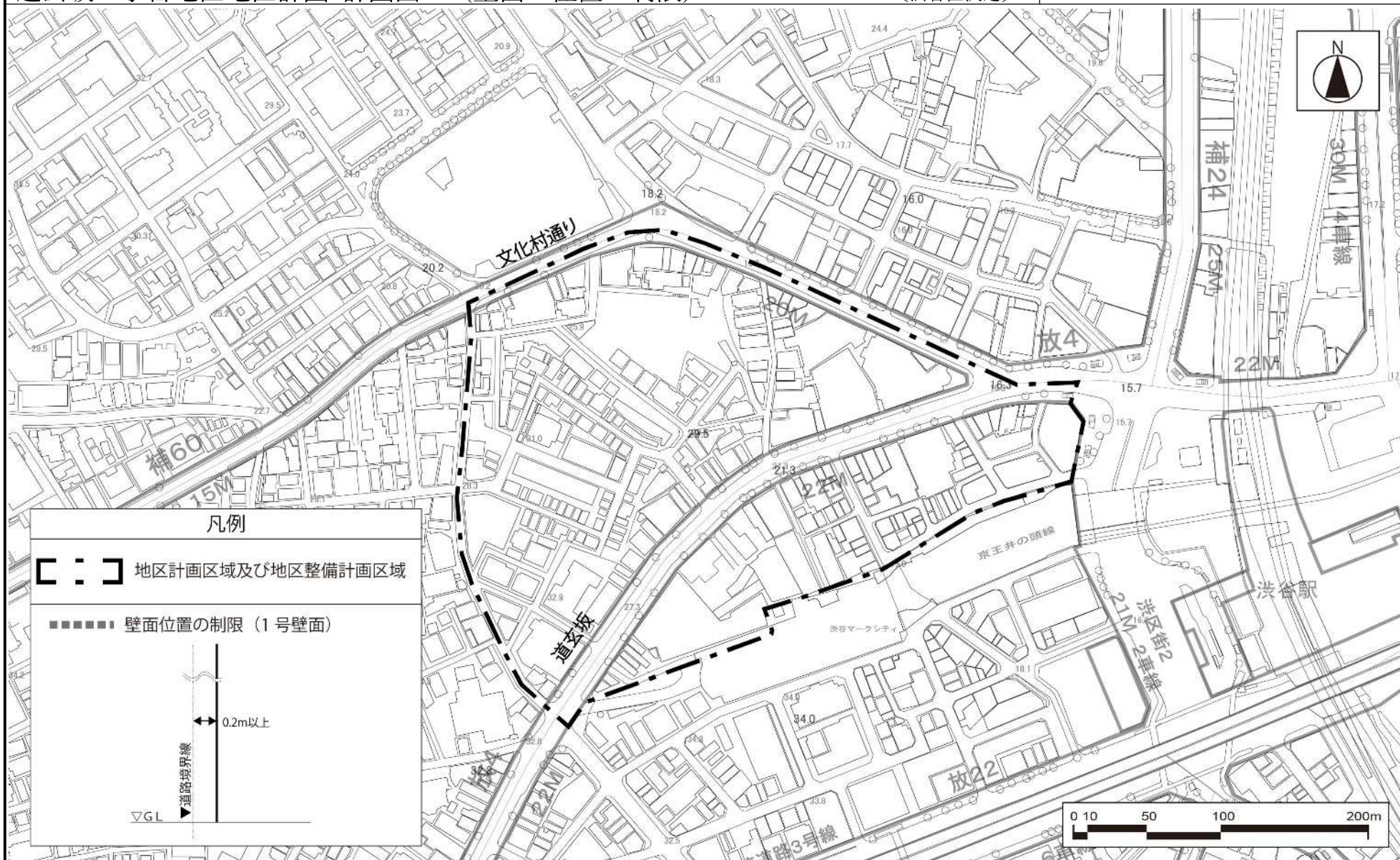
(渋谷区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。「(承認番号) MMT 利許第05-K113-5号、令和5年7月18日」「(承認番号) 5都市基交測第78号、令和5年7月18日」「(承認番号) 5都市基街都第147号、令和5年7月13日」

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 計画図4 (壁面の位置の制限)

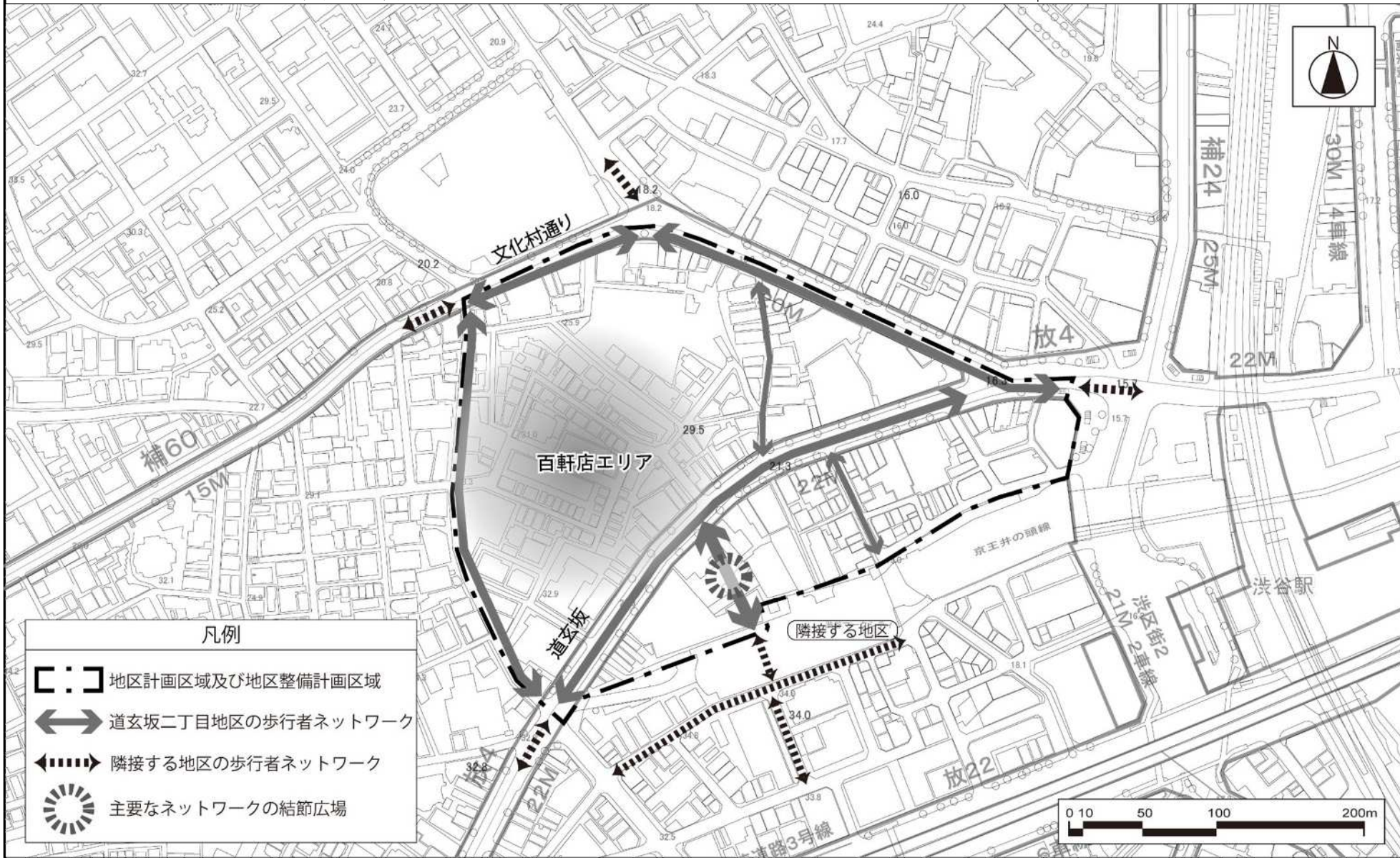
〔渋谷区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔承認番号〕MMT利許第05-K113-5号、令和5年7月18日〔承認番号〕5都市基交測第78号、令和5年7月18日〔承認番号〕5都市基街都第147号、令和5年7月13日

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 方針付図 1

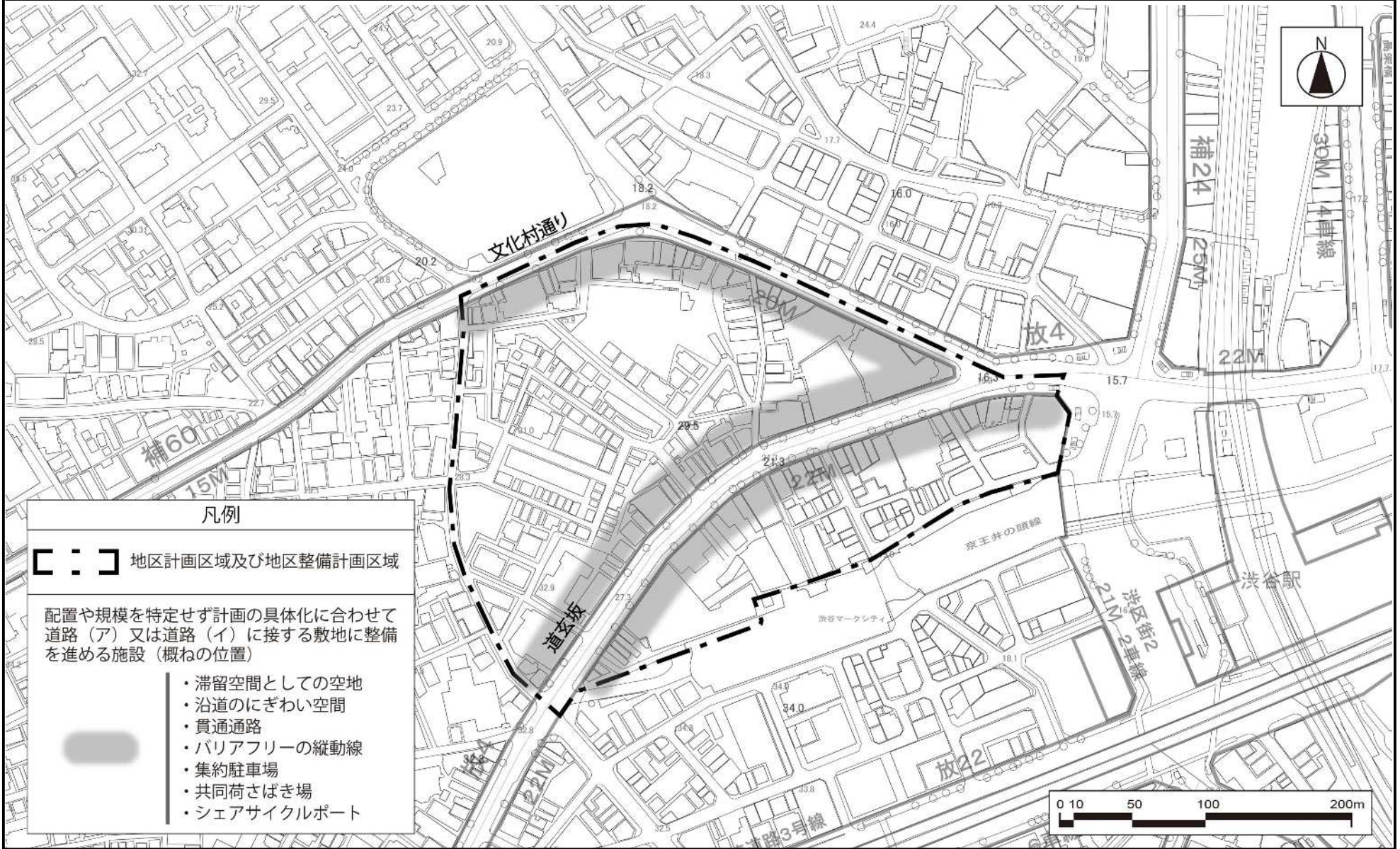
〔渋谷区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔承認番号〕MMT利許第05-K113-5号、令和5年7月18日〔承認番号〕5都市基交測第78号、令和5年7月18日〔承認番号〕5都市基街都第147号、令和5年7月13日

東京都市計画地区計画
道玄坂二丁目地区地区計画 方針付図 2

〔渋谷区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔承認番号〕 MMT 利許第 05-K113-5 号、令和 5 年 7 月 18 日〔承認番号〕 5 都市基交測第 78 号、令和 5 年 7 月 18 日〔承認番号〕 5 都市基街都第 147 号、令和 5 年 7 月 13 日

